



### ○ 発刊にあたって

平成24年度から農地・水保全管理支払交付金は2期対策となりました。平成19年度の1期対策の開始時には共同活動支援交付金が823百万円(410活動組織)であったのに対し、今年度は、共同活動支援交付金826百万円に、昨年度創設された施設の長寿命化対策を行う復旧活動支援交付金1,224百万円を合わせ2,050百万円(526活動組織)と大幅な予算増となっております。

このような中、施設の長寿命化に向けてこれまで以上に活動組織に対する技術的な指導や契約・経理面での指導が必要と考え、当協議会では、今年度から現地指導専門員を設置いたしました。

この「いわて農地・水通信」では、現地指導専門員に寄せられた様々な相談事例や活動組織の運営に参考になるような情報を提供して参りますのでよろしくお願いいたします。

### ○ いわて結いっこシンポジウム開催

岩手県と岩手県農地・水・環境保全向上対策地域協議会は、11月28日(水)、盛岡市のいわて県民情報交流センターアイーナホールにおいて、「いわて結いっこシンポジウム」を開催しました。

今回のシンポジウムでは、約450人の参加者があり、会場が満員となるほどの盛況で農地・水保全管理活動など地域協働による保全管理に対する期待の高さをうかがうことが出来ました。

シンポジウムでは、岩手県アドプト活動モデル賞と岩手県農地・水・環境保全向上対策活動モデル賞の表彰式のほか、「みんなで広げよう!地域の“絆”、守ろう!美しい農村環境」と題し、宇都宮大学農学部 水谷正一教授による基調講演や岩手大学農学部 広田純一教授をコメンテータとして岩手県農地・水・環境保全向上対策活動モデル賞を受賞した団体による事例発表が行われました。

岩手県農地・水・環境保全向上対策活動モデル賞の受賞団体は以下の6団体です。

- ① 長沼地区農地・水・環境活動組織(北上市)
- ② 藤里寿集落活動組織(奥州市)
- ③ 見前町環境保全協議会(盛岡市)
- ④ 農地・水・環境保全向上徳田地区活動組織(一関市)
- ⑤ 撰待水利組合農地と水の会(宮古市)
- ⑥ 銀杏会活動組織(九戸村)



【写真左から①長沼地区、②藤里寿集落、③見前町、東大野岩手県農林水産部長、④徳田地区、⑤撰待組合、⑥銀杏会】

## ○ 現地指導専門員をご活用下さい

当協議会では、今年度から、活動組織の広域化や施設の長寿命化に取り組む活動組織を支援するため現地指導専門員を設置し、活動組織の運営に関する様々な支援を無償で行っています。ぜひご活用ください。

具体的な支援例は以下のとおり

- 1 活動組織の広域化への助言、保全組織の運営指導（広域化）
  - ・事務運営の助言、研修会の講師 等
- 2 施設の補修・更新に関すること
  - ・補修工法の選定の方法や水路断面決定の方法について 等
- 3 工事の実施方法について
  - ・工事を外注するときの契約方法や自力施工する場合の進め方と留意点について 等
- 4 工事の施工管理と出来形管理
  - ・施工管理方法や効率的な出来形管理方法について 等
- 5 経理や関係書類作成の事務指導
  - ・金銭出納簿や活動記録、実績報告書や交付申請の作成方法、記録写真の撮り方 等



【現地確認の様子】

現地指導専門員への依頼はこちらまで  
 最寄りの広域振興局・市町村の担当者、又は  
 岩手県農地・水・環境保全向上対策地域協議会 現地指導専門員 東（あづま）  
 TEL 019-631-3207 FAX 019-631-3260  
 Mail y-aduma@iwatochi.com

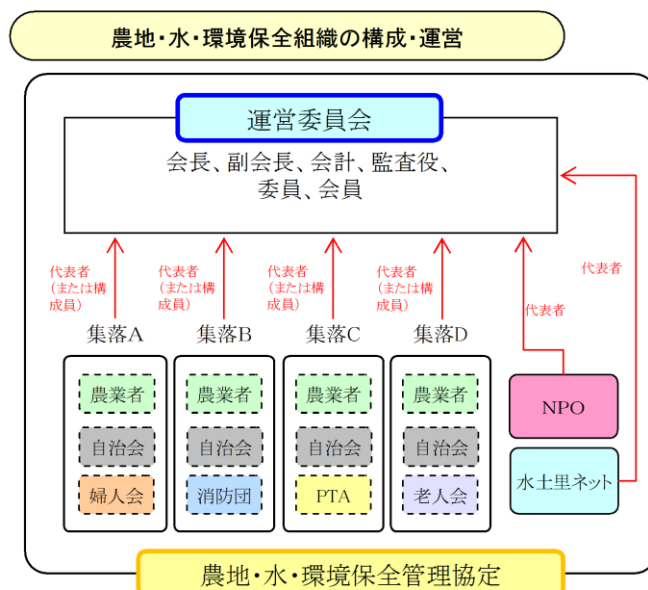
## ○ 活動組織の広域化について

広域エリアにおいて農地・農業用水など資源と地域環境の保全を行う「**農地・水・環境保全組織**」は、協定区域が旧市町村程度、または農用地面積が200ha以上となる場合に設立することが可能です。

「**農地・水・環境保全組織**」には、その設立にかかる経費に対し**最大40万円**、また、地域資源保全プランの策定にかかる経費に対し**最大50万円**が支援されます。

複数の集落（活動組織）を一本化することにより事務負担の軽減や老朽化が著しい水路等への重点的な活動が可能となります。

活動組織の広域化についてご検討してみたいかがでしょうか？



## ○ 現地指導専門員への相談事例から

現地指導専門員は、これまで92の活動組織の現地指導や訪問相談を行いました。その中で他の活動組織の皆様にも参考になると思われる内容を紹介します。

### 【Q. 工事発注のため3社に見積もりの依頼をしたところ、1社から多忙を理由に見積もりを断られました。どうしたら良いのでしょうか？】

- ・ 見積もりは原則3社から徴収していただきたいのですが、止むを得ない場合には2社でも構いません。業者から見積もりを辞退された記録を残しておいてください。



### 【Q. 自力施工のためベンチフリュームを発注しましたが、年度内の納品が困難ということで断られました。】

- ・ 建設資材について、地元の業者で調達できない場合は、近隣地域の業者も含めて発注を検討して下さい。

### ○見積もり不調、建材資材不足等に対する対応について

※ 東日本大震災津波に係る復旧・復興事業の本格化に伴い、建設資材不足や建設業者の人手不足から、本年度予算を繰越をせざるを得ない活動組織が見られます。

該当する活動組織は、平成24年度の実施状況報告書の次年度繰越欄に繰越額と使用予定(使用時期、使用内容)を記入のうえ提出して下さい。

※ 今後は、国の大型経済対策補正予算が措置されたことによる公共工事の増加が予想され、一層、建設業者の人手不足が続くことが考えられます。比較的、業者の仕事が空く時期の施工を目指し、今年度内に業者や建設資材の手配の見通しを付け、4月早々には契約を行える段取りを組むなど、計画的な事業執行をお願いします。

※ 製造に時間を必要とする大きなサイズの水路については、確実に調達できるよう早期に段取りを組む必要があります。

### 【Q. 外部発注するにあたり施工業者をどのようにして決定すれば良いのでしょうか？】

#### ケース1. 業者からの提案を受けて工事発注する場合

- ・ 現地に施工業者を案内し、どの部分を補修・更新したいのか意向を説明して施工方法の提案を受けます。

その後、提案を基に施工方法を決定したうえで、同一仕様（水路規格や施工延長等数量）にて原則3社以上の見積もりを徴集して施工業者を決定します。

#### ケース2. 活動組織が工事内容や仕様を決めて工事発注する場合

- ・ 活動組織が、土地改良区や設計コンサルタント等に依頼し作成した工事仕様（工期・数量・図面あるいは設計書）に基づき業者から見積もりを徴集して施工業者を決定します。この場合も原則3社以上の見積もりが必要です。

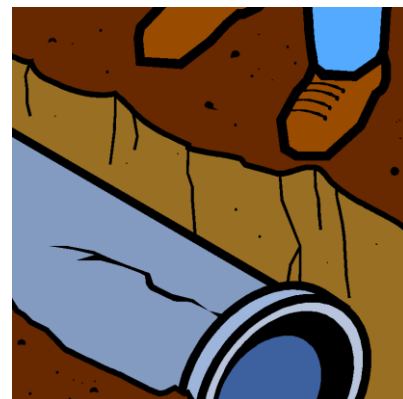
なお、土地改良区等に設計業務委託をする場合は、工事費に対する一定率ではなく、業務量に応じた費用を積み上げた金額で契約をする必要があります。

### 【Q. 見積もり書の内容について、直接工事費と諸経費の内訳を記載するよう指導をされましたが何故ですか？】

- ・ 見積もりを依頼する場合、見積もり金額総額のみの表示でなく、直接工事費（資材費、労務費、仮設費等）と諸経費を分けた仕様で記載してもらうようにした方が、工事明細が明らかとなり適正な見積もりかどうかの判断ができます。

【Q. 発注した資材が納入された際に確認すべき事項を教えてください。】

- 資材納入時に、カタログ等の資料や試験成績書を、材料納品書と併せて受領し、納入数量、サイズ、規格、外観等（ひび割れ、損傷）が発注要件を満足しているか確認して下さい。  
※壊れている資材は、絶対に使わないで下さい。



【Q. 完成検査をするにあたっての留意点を教えてください。】

- 工事が目的通りに完成したかどうか、必ず活動組織が書類及び現地確認を行って下さい。 その際には、設計仕様と出来形管理図を基に構造・規格や施工延長などの確認が必要です。

【Q. 外部発注工事にあたり、施工業者にどのように工事の管理をさせれば良いでしょうか。】

- 水路の場合、「基準高」の確認は、概ね50mに1箇所を測定し、施工区間が50m未満の場合は、原則2箇所以上を測定することになりますし、「中心線のずれ」の確認は、概ね10mにつき1箇所の割合で測定し、施工区間が10m未満の場合は2箇所測定することになります。

なお、水路のほか農道やため池につきましても、岩手県のホームページに「農業土木施工管理基準」として掲載されていますので以下のURLからご確認下さい。

URL : <http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?of=1&ik=0&cd=33144>

## ○ 活動計画書等が変更になった場合には

- 活動計画書・規約等を変更した場合には、以下の状況（赤字部分）に応じ、①②いずれかの変更の手続きが必要になります。

### ①採択内容の変更承認申請

- 保全管理する農振農用地面積の変更  
(農地転用よる除外など)
- 保全管理する対象施設の変更
- 対象組織の変更(活動組織の合併や分割)
- 活動の中止または廃止

### ②採択内容の変更の届出

#### 左記以外の変更

- 役員の交代、構成員の変更

#### 【提出書類】

以下の書類のうち提出日が早いものに書類を添付

- 当該年度の実施状況報告書
- 翌年度の交付申請書

#### 【添付書類】

活動計画書、協定書、規約のうち変更が生じたもの

【お問い合わせ先】 岩手県農地・水・環境保全向上対策地域協議会事務局  
(岩手県土地改良事業団体連合会内)

〒020-0866 岩手県盛岡市本宮 2-10-1  
TEL 019-631-3207 FAX 019-631-3260